

# 中小企業大学校(仙台校)講座受講促進助成利用の取扱い

2020年4月1日

公益社団法人宮城県トラック協会

中小企業大学校仙台校は、東北6県の中小企業の経営者・管理者等の方々を対象として中小企業のソフトな経営資源の充実・人的能力の開発向上を図るために設立された研修機関である。宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)では、トラック運送事業の経営基盤強化を目的として「講座受講促進助成制度」を実施している。

## 1 受講の届け出・承認

受講を希望するトラック運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、理事会の承認を受けた事業者に限る)(以下「事業者」という)は、2020年4月1日から2021年2月5日までの間に、様式1の「研修受講申込書」により、事前に宮ト協に届出て承認を受ける(1事業者あたり10名を限度とする)。

## 2 大学校への申込み

受講を希望する事業者は、直接、中小企業大学校仙台校への受講申込み手続きを行う。

## 3 受講修了後の手続き

事業者は、受講修了後7日以内に、様式2(又は様式2の2)の「研修受講料助成申請書(受講修了報告書)」を宮ト協に提出する。

その際、(1)受講料振込金受取書の写し、(2)受講修了証書の写しを各1部添付する。

なお、2月の講座も助成対象になるが、2021年2月19日までに、様式2(又は様式2の2)の「研修受講料助成申請書(受講修了報告書)」及び添付書類を提出できる講座でなければ、助成金の交付を受けることができない。

## 4 受講料の負担

事業者が3分の1、宮ト協が3分の2を負担する(予算枠に達した場合は、その時点で受付終了とする)。

なお、受講者が宮ト協青年部員の場合は、全額を宮ト協で負担する。

## 5 助成金の返還

宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。この規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業のすべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

※事業者は、都合により取下げる場合、事前に宮ト協に連絡する。

※事業者は、仙台校以外の中小企業大学校の講座を受講する場合、事前に宮ト協に連絡する。